

○内閣府令第 号

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第三条第四項の規定に基づき、損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	(料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類) 第三条 法第三条第四項に規定する保険の種類は、次に掲げる保険の種類とする。 「一〇五 略」 六 其他金融庁長官が定める保険の種類	改正前
備考 表中の「」の記載は注記である。		
		(料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類) 第三条 「同上」 「一〇五 同上」 「号を加える。」

附 則

この府令は、公布の日から施行する。